

放送サービス契約約款 改定前	放送サービス契約約款 改定後
<p>(デジタルベーシックチャンネルの利用) 第11条</p> <p>デジタルベーシックチャンネルは、それぞれ最低1ヶ月間利用していただきます。</p>	<p>(デジタルベーシックチャンネルの利用) 第11条</p> <p>デジタルベーシックチャンネルは、それぞれ最低1ヶ月間利用していただきます。</p>
<p>(放送サービス利用の休止) 第17条</p> <p>加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。</p> <p>2 休止期間中の第10条（放送サービスの種類）に定めるすべての放送サービスの利用料金は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月まで無料とします。但し、この場合加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の設備維持費として、月額400円（税込 440円）をお支払いいただきます。</p> <p>3 休止した日の属する月及び再開した日の属する月のデジタル放送サービス基本利用料金は、日割りによる精算はいたしません。</p>	<p>(放送サービス利用の休止、再開) 第17条</p> <p>加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出て、第10条（放送サービスの種類）に定める放送サービス（第8号、9号、10号を除く）の利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。</p> <p>2 休止期間の料金として、月額400円（税込 440円）をお支払いいただきます。</p>
<p>(利用料金の計算) 第29条</p> <p>基本利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。</p> <p>2 楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。</p>	<p>(利用料金の計算) 第29条</p> <p>基本利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算します。</p> <p>2 楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算します。</p> <p>3 前1項及び2項において、サービスの変更または休止若しくは再開があった場合には、変更後のサービス料金をお支払いいただきます。ただし、月の途中での変更の場合には、（変更日の翌日を基準として、）それぞれの料金を日割り計算によりお支払いいただきます。</p>
<p>(解約) 第41条</p> <p>加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。</p>	<p>(解約) 第41条</p> <p>加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。</p> <p>2 前項による解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。</p>
<p>付則</p>	<p>付則</p> <p>11 この約款は、2022年6月1日より施行します。</p>